

広島県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第二十三号

広島県行政組織規則の一部を改正する規則

広島県行政組織規則（昭和三十九年広島県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

「第六款 森林環境づくり支援センター（第二百一十一条―第二百二十三条）

第七款 広島西飛行場事務所（第二百二十四条―第二百二十七条）

第三節 公の施設

第一款 文書館（第二百二十八条・第二百二十九条）

第二款 総合技術研究所（第二百三十条―第二百三十三条）

第三款 三次看護専門学校（第二百三十四条―第二百三十七条）

目次中 第四款 総合精神保健福祉センター（第三百三十八条―第四百十一条）を

第五款 身体障害者更生相談所（第四百十二条・第四百十三条）

第六款 広島学園（第四百四十一条―第四百四十七条）

第七款 県立病院（第四百四十八条―第四百五十二条）

第八款 職業能力開発校（第四百五十三条―第四百五十六条）

第九款 障害者職業能力開発校（第四百五十七条―第四百六十条）

第十款 農業技術大学校（第四百六十一条―第四百六十四条）

「第六款 広島西飛行場事務所（第二百二十一条―第二百二十四条）

第三節 公の施設

第一款 文書館（第二百二十五条・第二百二十六条）

第二款 総合技術研究所（第二百二十七条―第二百三十条）

第三款 縮景園（第三百三十一条・第三百三十二条）

第四款 美術館（第三百三十三条―第三百三十六条）

第五款 三次看護専門学校（第三百三十七条―第四百十条）

第六款 総合精神保健福祉センター（第四百四十一条―第四百四十四条）

第七款 身体障害者更生相談所（第四百四十五条・第四百四十六条）

第八款 広島学園（第四百四十七条―第四百五十条）

第九款 職業能力開発校（第四百五十一条―第四百五十四条）

第十款 技術短期大学校（第四百五十五条―第四百五十八条）

第十一款 障害者職業能力開発校（第四百五十九条―第四百六十二条）

第十二款 農業技術大学校（第四百六十三条―第四百六十六条）

第六条第一項の表環境県民局の部総務管理部の項中「県民文化課」を「文化芸術課」に改め、同表健康福祉局の部病院事業部の項を削る。

第七条の二危機管理課の項中第十一号を第十二号とし、第三号から第十号までを一号ずつ

繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 危機管理監所掌の主要な行政施策の企画及び総合調整に関すること。

第七条の二危機管理課の項に次の一号を加える。

十三 危機管理監中他課の所掌に属しないこと。

第八条財務部の部財政課の項第六号中「健康福祉局病院事業部県立病院課」を「広島県病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年広島県条例第五十四号）第五条第一項の規定により設置された病院事業局」に改め、同部税務課の項第三号中「所得譲与税、地方道路譲与税、石油ガス譲与税」を「地方法人特別譲与税、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、地方道路譲与税」に改め、同項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三 特別地方消費税の市町交付金に関すること。

第八条秘書広報部の部広報聴課の項第五号中「個人情報保護法」を「個人情報の保護に関する法律」に改める。

第八条の二政策企画部の部分権改革課の項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 企画振興局所掌の主要な行政施策に関する企画及び総合調整に関すること。

第八条の二政策企画部の部政策企画課の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第九条総務管理部の部環境県民総務課の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 土地利用対策の総合調整に関すること。

第九条総務管理部の部環境県民総務課の項中第五号を第十号とし、第四号の次に次の五号を加える。

五 国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）に関すること。

六 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第二章の規定による土地の先買い等に関すること。

七 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第五十二号）に関すること。

八 広島県土地利用審査会に関すること。

九 広島県国土利用計画審議会に関すること。

第九条総務管理部の部県民文化課の項を次のように改める。

文化芸術課

一 文化芸術の振興に関する企画及び総合調整並びに文化芸術振興施策の推進に関すること。

二 名誉県民及び県民栄誉賞に関すること。

三 著作権に関すること。

四 広島県民文化センターに関すること。

五 広島県立文化芸術ホールに関すること。

六 広島県縮景園に関すること。

七 広島県立美術館に関すること。

八 財団法人ひろしま文化振興財団の指導に関すること。

第十条社会福祉部の部障害者支援課の項中第十七号を第十八号とし、第四号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 発達障害者支援法(平成十六年法律第六十七号)に関すること。

第十条病院事業部の部を削る。

第十一条総務管理部の部商工労働総務課の項中第十六号を第二十一号とし、第十五号を第二十号とし、同項第十四号中「こと。」の下に「(商工労働局中他課の所屬に属するものを除く。)」を加え、同号を同項第十九号とし、同項第十三号の次に次の五号を加える。

十四 中小企業の振興に関すること。(三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅郡及び
び神石郡の区域に係るものに限る。)

十五 企業立地に関すること。(三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅郡及び神石
郡の区域に係るものに限る。)

十六 商工関係の団体に関すること。(三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅郡及
び神石郡の区域に係るものに限る。)

十七 中小企業の経営相談に関すること。(三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅
郡及び神石郡の区域に係るものに限る。)

十八 雇用労働相談に関すること。(三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅郡及び
神石郡の区域に係るものに限る。)

第十一条総務管理部の部職業能力開発課の項第四号中「の設置」を削り、同条産業振興部
の部経営支援課の項中第十九号を第二十一号とし、第十八号の次に次の二号を加える。

十九 県産品の開発及び販路開拓に関すること。

二十 東京アンテナショップに関すること。(農林水産局農水産振興部農業技術課の
所掌に属するものを除く。)

第十二条農水産振興部の部農業技術課の項第九号中「生鮮食料品」を「加工食料品及び生
鮮食料品」に改め、同項中第十号及び第十一号を削り、第十二号を第十号とし、第十三号か
ら第二十三号までを二号ずつ繰り上げ、同部農業経営課の項第十六号中「農事調停」の下に
「及び和解の仲介」を加え、同部農産課の項第五号を次のように改める。

五 主要農作物種子法(昭和二十七年法律第三百三十一号)に関すること。

第十二条農水産振興部の部水産課の項第六号中「漁村青少年等」を「新規漁業就業者等」
に改め、同条農林整備部の部林業課の項中第十五号を削り、第十四号を第十五号とし、第二
号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 林業普及指導事業に関すること。

第十二条農林整備部の部林業課の項第十六号中「(前号に掲げるものを除く。)」を削り、

同項中第十七号を削り、第十八号を第十七号とし、第十九号を第十八号とし、同部森林保全課の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十三号までを一号ずつ繰り上げ、第十四号を削り、第十五号を第十三号とし、第十六号を第十四号とする。

第十四条総務管理部の部建設産業課の項中第九号を第十号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）に関すること。（都市局建築課の所掌に属するものを除く。）

第十四条の二建築課の項中第二十六号を第二十八号とし、第九号から第二十五号までを二号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の二号を加える。

九 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律に関すること。（宅地建物取引業者に係るものに限る。）

十 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）に関すること。

第二十条第一項の表環境県民局の部総務管理部の款県民文化課の項中「県民文化課」を「環境県民総務課」に改め、同表土木局の部空港港湾部の款港湾管理課の項中「広島海の管理に関する条例（昭和二十三年広島県条例第二十三号）」を「広島海の管理に関する条例（平成三年広島県条例第七号）」に改める。

第二十四条広島県西部総務事務所の部総務課の項第四号中「総務第二課」の下に「広島県西部建設事務所及び広島県西部建設事務所安芸太田支所」を加え、同項第七号中「その他の」を「に係る」に改め、同部総務第二課の項第二号を次のように改める。

二 庁舎の管理に関すること。（廿日市庁舎第一庁舎及び廿日市庁舎第二庁舎に係るものに限る。）

第二十四条広島県西部総務事務所の部総務第二課の項第六号中「その他の」を「に係る」に改め、同条広島県東部総務事務所の部総務課の項第四号中「総務第二課」の下に「及び広島県東部建設事務所三原支所」を加え、同項中第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 東部産業支援室に関すること。

第二十四条広島県東部総務事務所の部経理課の項第四号中「その他の」を「に係る」に改め、「こと。」の下に「（総務第二課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同部総務第二課の項第七号中「その他の」を「に係る」に改め、同条広島県北部総務事務所の部総務課の項第六号及び経理課の項第三号中「及び広島県北部子ども家庭センター」を「広島県北部子ども家庭センター及び広島県立総合技術研究所林業技術センター」に改め、同項第四号中「その他の」を「に係る」に改め、同部総務第二課の項第六号中「その他の」を「に係る」に改め、「広島県北部畜産事務所」を削る。

第二十八条広島県西部総務事務所呉支所の部経理課の項第四号及び広島県西部総務事務所東広島支所の部経理課の項第四号中「その他の」を「に係る」に改める。

第三十三条広島県西部県税事務所の部自動車税課の項第五号及び広島県東部県税事務所の部課税第二課の項第四号中「自動車税及び自動車取得税」を「自動車取得税及び自動車税」に改める。

第四十八条広島県西部厚生環境事務所広島支所の部厚生保健課の項第七号及び第八号中「こと。」の下に「安芸郡府中町の区域に係るものを除き、」を加える。

第五十二条の表を次のように改める。

保健所名		課名		係名	
広島県西部保健所	厚生課	厚生推進係、 地域医療係	保健対策係、 健康増進係	生活衛生課	試験検査課
	保健課				
	生活衛生課				
	厚生課				
広島県西部東保健所	厚生課	厚生推進係、 医療福祉係	保健対策係、 健康増進係	生活衛生課	保健課
	保健課				
	生活衛生課				
	厚生課				
広島県東部保健所	厚生課	厚生推進係、 医療福祉係	保健対策係、 健康増進係	生活衛生課	保健課
	保健課				
	生活衛生課				
	厚生課				
広島県北部保健所	厚生課	厚生推進係、 医療福祉係	保健対策係、 健康増進係	生活衛生課	保健課
	保健課				
	生活衛生課				
	厚生課				

第五十三条保健課の項第十六号及び第五十八条厚生保健課の項第三十三号中「栄養士及び調理師」を「及び栄養士」に改める。

第七十四条の表広島県西部農林水産事務所の項中「事業第二係」の下に「、事業第三係」を加える。

第七十九条の表広島県西部農林水産事務所農林事業所の部農村整備課の項中「事業第一係、事業第二係」を「事業係」に改め、同表広島県東部農林水産事務所尾道農林事業所の部農村整備課の項中「事業係」を「事業第一係、事業第二係」に改める。

第八十五条の見出しを「(所掌事務)」に改め、同条中第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。

- 六 動物用薬事に関すること。
- 七 飼料の安全に関すること。

第八十九条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を削り、第十号を第八号とし、

第十一号を第九号とし、第十二号を第十号とする。

第九十一条に次の一項を加える。

2 広島県西部建設事務所及び広島県東部建設事務所は、前項に規定する事務のほか、次に掲げる事務を分掌する。

一 庁舎の管理に関する事。

二 公舎の管理に関する事。（広島県西部建設事務所に限る。）

第九十二条の表広島県東部建設事務所の部中

用地課	用地第一係、用地第二係、用地第三係
-----	-------------------

を

用地第一課	用地第一係、用地第二係
用地第二課	用地第一係、用地第二係

に改め、同部港湾課の項中「建

設係」を「建設第一係、建設第二係」に改め、同表広島県北部建設事務所の部工務課の項中

「工務第一係、工務第二係」を削る。

第九十三条広島県西部建設事務所の部建設総務課の項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 庁舎の管理に関する事。（西部建設事務所庁舎に係るものに限る。）

第九十三条広島県東部建設事務所の部用地課の項中「用地課」を「用地第一課及び用地第二課」に改める。

第九十六条第二項第一号中「こと。」の下に「（広島県西部建設事務所東広島支所に限る。）」を加え、同条に次の一項を加える。

3 広島県西部建設事務所安芸太田支所及び広島県東部建設事務所三原支所は、第一項に規定する事務のほか、次に掲げる事務を分掌する。

一 庁舎の管理に関する事。

二 公舎の管理に関する事。（広島県西部建設事務所安芸太田支所に限る。）

第九十七条の表広島県西部建設事務所呉支所の部用地課の項中「用地第一係、用地第二係」を削り、同部工務課の項を次のように改める。

工務第一課	工務係、警固屋音戸バイパス建設係
-------	------------------

第九十七条の表広島県西部建設事務所呉支所の部に次のように加える。

工務第二課	工務係、港湾建設係
-------	-----------

第九十七条の表広島県西部建設事務所東広島支所の部工務第一課の項中「工務第二係」の下に「、空港関連整備係」を加え、同部工務第二課の項中「工務係、港湾建設係」を「工務第一係、工務第二係」に改め、同部空港関連整備課の項を削り、同表広島県東部建設事務所

三原支所の部建設総務課の項中「工務係」を「工事係」に改め、同部工務第二課の項中「工務係、港湾建設係」を「工務第一係、工務第二係」に改め、同表広島県北部建設事務所庄原支所の部土木課の項中「工務第一係、工務第二係」を「工務係」に改める。

第九十八条広島県西部建設事務所呉支所の部管理課の項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とし、同部工務課の項中「工務課」を「工務第一課及び工務第二課」に改め、同条広島県西部建設事務所安芸太田支所の部建設総務課の項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四 庁舎の管理に関すること。（西部建設事務所安芸太田支所庁舎に係るものに限る。）

五 公舎の管理に関すること。（加計独身寮に係るものに限る。）

第九十八条広島県西部建設事務所東広島支所の部工務第一課及び工務第二課の項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 空港地域の整備の推進に関する連絡及び調整に関すること。（工務第一課に限る。）

第九十八条広島県西部建設事務所東広島支所の部空港関連整備課の項を削り、同条広島県東部建設事務所三原支所の部建設総務課の項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 庁舎の管理に関すること。（東部建設事務所三原支所庁舎に係るものに限る。）

第一百三条の見出しを「（所掌事務）」に改める。

第一百四条の表以外の部分中「及び事業所」を削り、同条の表を次のように改める。

課		係	
課名		係名	
総務課		庶務係、工事係	
港営課		管理第一係、管理第二係、港営係	
工務課		調整係、工務第一係、工務第二係	
広島ポータルネットワークス21建設事業課			

第一百五条中「及び事業所」を削り、同条調整課の項を削り、同条工務課の項中第二号を第七号とし、第一号を第六号とし、同号の前に次の五号を加える。

- 一 広島港整備計画の推進に関すること。
- 二 港湾事業及び漁港事業の調査に関すること。
- 三 港湾計画に係る地元調整に関すること。
- 四 公共用土地物件の取得及び工事の執行に伴う損失補償に関すること。
- 五 臨海部土地造成事業に係る分譲地の管理及び処分に関すること。

第一百五条広島ポータルネットワークス21建設事業所の項中「広島ポータルネットワークス21建設事

業所」を「広島ポータルネットワーク21建設事業課」に改める。

第三章第二節第六款を削る。

第三章第二節第七款中第二百二十四条を第二百二十一条とし、第二百五条から第二百二十七条までを三条ずつ繰り上げる。

第三章第二節中第七款を第六款とする。

第三章第三節第一款中第二百二十八条を第二百五条とし、第二百二十九条を第二百二十六条とする。

第三百十条第二項の表林業技術センターの項中「三次市十日市町」を「三次市十日市東四丁目」に改め、第三章第三節第二款中同条を第二百二十七条とし、第三百十一条を第二百二十八条とする。

第三百二十二条第二項の表以外の部分中「凍結含浸プロジェクトチーム」を「プロジェクトチーム」に改め、同項の表西部工業技術センターの項中

技術支援部 材料技術研究部 加工技術研究部	呉市阿賀南二丁目
-----------------------------	----------

を

技術支援部 材料技術研究部 加工技術研究部 炭素繊維プロジェクト	呉市阿賀南二丁目
---	----------

に改め、同表林業技術セ

ンターの項を次のように改める。

林業技術センター	技術支援部 林業研究部	三次市十日市東四丁目
----------	----------------	------------

第三百二十二条を第二百二十九条とする。

第三百三十三条第二項西部工業技術センターの部加工技術研究部の項の次に次のように加える。

炭素繊維プロジェクトチーム

一 炭素繊維複合材料に係る試験研究及び技術指導等に関すること。

二 炭素繊維複合材料に係る依頼試験及び試験設備等の利用に関すること。

第三百三十三条第二項林業技術センターの部総務部の項を削り、同条を第三百十条とする。

第三章第三節第三款から第十款までの款名を削る。

第三百十条の次に次の二款を加える。

第三款 縮景園

(名称及び位置)

第三百三十一条 広島県縮景園設置及び管理条例(昭和三十九年広島県条例第三十六号)第一

条の規定により設置された広島県縮景園の名称及び位置は、次のとおりである。

名	称	位	置
広島県縮景園		広島市中区上幟町	

(業務)

第三百二十二条 広島県縮景園は、次に掲げる業務を行う。

- 一名勝庭園を管理保存すること。
- 一名勝庭園、園内施設（明月亭及び清風館をいう。）及び駐車場を一般の利用に供すること。

第四款 美術館

(名称及び位置)

第三百三十三条 広島県立美術館条例（昭和四十三年広島県条例第二十号）第一条の規定により設置された広島県立美術館の名称及び位置は、次のとおりである。

名	称	位	置
広島県立美術館		広島市中区上幟町	

第四百四十八条から第四百五十条までを削る。

第四百四十七条総務課の項第四号中「前各号」を「前三号」に改め、同条を第四百五十条とし、第四百四十四条から第四百四十六条までを三条ずつ繰り下げ、第四百四十七条の前に次の款名を付する。

第八款 広島学園

第四百四十三条を第四百四十六条とし、第四百四十二条を第四百四十五条とし、同条の前に次の款名を付する。

第七款 身体障害者更生相談所

第四百四十一条を第四百四十四条とし、第三百八十八条から第四百十条までを三条ずつ繰り下げ、第四百四十一条の前に次の款名を付する。

第六款 総合精神保健福祉センター

第三百三十七条を第四百十条とし、第三百三十四条から第三百三十六条までを三条ずつ繰り下げ、第三百三十七条の前に次の款名を付する。

第五款 三次看護専門学校

第三百三十三条の次に次の三条を加える。

(業務)

第三百三十四条 広島県立美術館（以下「美術館」という。）は、次に掲げる業務（広島県立美術館条例第五条第二項第一号に規定するものを除く。）を行う。

- 美術品等を収集し、保管し、又は展示して、県民の利用に供すること。
- 美術品等の展示施設その他の美術館の施設を美術品等の展示等のための利用に供する

こと。

三 美術品等に関する専門的及び技術的な調査研究を行うこと。

四 その他県民の美術に関する知識、教養、調査研究等に資するために必要な事業を行うこと。

(内部組織)

第三百三十五条 美術館に事務局を置き、事務局に次の課を置く。

総務課

学芸課

(各課の分掌事務)

第三百三十六条 美術館事務局の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- 一 公印の管理に関すること。
- 二 文書及び物件の收受、発送及び整理保存に関すること。
- 三 職員の人事、給与、服務及び福利厚生に関すること。
- 四 令達予算の執行に関すること。
- 五 前各号のほか、学芸課の所掌に属しない館務及び広島県立美術館条例第五条第二項に規定する業務を除く館務に関すること。

学芸課

- 一 美術品等の収集、保管及び展示に関すること。
 - 二 美術品等に関する調査研究に関すること。
 - 三 その他県民の美術に関する知識、教養に資するために必要な事業に関すること。
- 第三百五十一条及び第三百五十二条を削り、第三百五十三条を第三百五十一条とし、同条の前に次の款名を付する。

第九款 職業能力開発校

第三百五十四条第一号中「(以下「職業訓練」という。)」を削り、同条第三号中「前各号」を「前二号」に、「職業訓練」を「普通職業訓練」に改め、同条第四号を削り、同条を第三百五十二条とする。

第三百五十五条の表を次のように改める。

職業能力開発校名	課名
広島県立広島高等技術専門学校 広島県立呉高等技術専門学校 広島県立三次高等技術専門学校	庶務課 訓練課
広島県立福山高等技術専門学校	庶務課 訓練第一課 訓練第二課

第百五十五条を第百五十三条とする。

第百五十六条広島県立広島高等技術専門校、広島県立呉高等技術専門校及び広島県立福山高等技術専門校の部を削り、広島県立三次高等技術専門校の部中「広島県立三次高等技術専門校」を「広島県立広島高等技術専門校、広島県立呉高等技術専門校及び広島県立三次高等技術専門校」に改め、同条に次のように加える。

広島県立福山高等技術専門校

庶務課

- 一 校の庶務に関すること。
 - 二 技能労働力等の調査に関すること。
 - 三 前二号のほか、訓練第一課及び訓練第二課の所掌に属しないこと。
- 訓練第一課及び訓練第二課

- 一 訓練計画に関すること。
 - 二 学科指導及び実習指導に関すること。
 - 三 訓練生の入退校及び修了に関すること。
 - 四 訓練生の身上及び生活指導に関すること。
 - 五 訓練生の製作品の処理に関すること。
 - 六 訓練生の募集、選考及び修了後の就職について公共職業安定所に対する援助に関すること。
 - 七 訓練生の実態調査に関すること。
 - 八 公共職業能力開発施設以外のものを行う職業訓練の援助に関すること。
- 第百五十六条を第百五十四条とし、同条の次に次の一款を加える。

第十款 技術短期大学校

(名称及び位置)

第百五十五条 職業能力開発促進法第十六条第四項及び広島県立技術短期大学校設置及び管理条例（平成二十年広島県条例第三号）第一条の規定により設置された広島県立技術短期大学校の名称及び位置は、次のとおりである。

名	称	位	置
広島県立技術短期大学校		広島市西区田方二丁目	

(業務)

第百五十六条 広島県立技術短期大学校（以下「技術短期大学校」という。）は、次に掲げる業務を行う。

- 一 職業能力開発促進法第十九条に定める高度職業訓練を行うこと。
- 二 公共職業能力開発施設以外のものを行う職業訓練について援助を行うこと。
- 三 前二号のほか、高度職業訓練に関し必要な業務を行うこと。

第百六十四条を第百六十六条とし、第百六十一条から第百六十三条までを二条ずつ繰り下

げ、第六百六十三条の前に次の款名を付する。

第十二款 農業技術大学校

第六十条庶務課の項第四号中「前各号」を「前三号」に改め、同条を第六百六十二条とし、第六百五十七条から第六百五十九条までを二条ずつ繰り下げ、第六百五十九条の前に次の款名を付する。

第十一款 障害者職業能力開発校

第六百五十六条の次に次の二条を加える。

(内部組織)

第六百五十七条 技術短期大学校に次の課を置く。

庶務課

教務課

(各課の分掌事務)

第六百五十八条 技術短期大学校の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

庶務課

- 一 校の庶務に関すること。
- 二 技能労働力等の調査に関すること。
- 三 前二号のほか、教務課の所掌に属しないこと。

教務課

- 一 訓練計画に関すること。
- 二 学科指導及び実習指導に関すること。
- 三 学生の入退学及び卒業に関すること。
- 四 学生の身上及び生活指導に関すること。
- 五 学生の実態調査に関すること。
- 六 公共職業能力開発施設以外のものを行う職業訓練の援助に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。